

# 空き家活用相談員の現地派遣始めます



八千代市では、(一社)千葉県宅地建物取引業協会東葉支部の協力のもと、空き家の有効活用に関する相談業務の一環として相談員の現地派遣を平成27年8月21日から始めました。お持ちの空き家を今後どうしたらよいかお困りの方はぜひ一度ご利用ください。

◆対象者 市内に空き家または住宅を所有している方(市外在住も可)

※「空き家」とは居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの

◆主な内容

(1) 相談員の現地派遣 市に提供された相談内容を元に相談員を現地派遣し、簡易的な目視調査及び聞き取り 調査を行い、以下の情報提供を行います。

(ア) 空き家の状態から活用方法等の提案

(イ) 賃貸・売買・適正管理等の取引動向

(ウ) リフォーム・増改築・解体等の取引動向

(エ) 専門業種の紹介

(オ) その他相談内容に関する事項

(2) 相談料金 無料です。(詳細な調査等を希望する場合には、別途契約などが必要です)

(3) 相談回数 1 回に限ります。

(4) 相談員について 八千代市と協定を結んだ(一社)千葉県宅地建物取引業協会東葉支部の役員が相談員として現地に伺います。相談員には営業行為を禁止しています。



◆申込方法 「空き家の有効活用等に関する相談申込及び情報提供同意書」にご記入の上、八千代市役所建築指導課(5階)へ直接持参

郵送 〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5 建築指導課企画住宅班宛

FAX 047-487-3315

いずれかの方法で申込してください。

※なるべく多くの資料を用意されることでより具体的な相談に応じられます。下記書類があるかご確認 ください。

→ 住宅の設計図 ・ 登記事項証明書 ・ 建築確認済証、検査済証 ・ 工事契約書(新築時、改修時記録) など